

比較法研究

2011

学術環境における法曹養成
——国際動向と日本の法科大学院——

比較法学会
有斐閣

73

トも、不可避の課題となるであろう。法科大学院も、国民さらには全国各地の地域住民の支持なしには、制度的な存続など望すべくもないであろう（東京にも多くの地域が存在することも、言うまでもない）。

最大の課題は、法科大学院の統廃合と予備試験の廃止であり、新司法試験の受験制限の廃止と合格者数の増加であると考える。法科大学院修了生（弁護士）の就職問題がクローズアップされているが、法曹資格を得て、多様な職業に就く可能性は、必ずしも少くはないであろう。法科大学院制度の創設とともに、法曹像がより市民に身近な存在として大きく変容したはずだからである。

いざれにせよ、合格率が低く受験制限（回数制限・期間制限）がある「資格試験」はかなり特異であり、その改善いかんで、法科大学院教育のあり方も大きく変わるものではないかと考えている。若干の例外はあるものの、真摯に学ぶ多くの学生には、今一度上記『意見書』の趣旨に立ち戻り、21世紀の新たな司法を下支えできる「良き法曹」となることを期待したい。そして、新しい法曹には、「人々に対する温かい眼差しをもち社会正義を実現できる法律実務家」となるために、主体的に終わりなき学びの姿勢を期待したい。

I 新しい法曹像と学術環境における法曹養成の意義

【教育目標】養成されるべき「法曹」像の捉え方

わが国の司法制度改革の要である新しい法曹養成制度について、現在、その当否を問う議論が盛んであるが、新たに養成される法曹が、時代・社会の現実の要請に適合し、国民のニーズによりよく応えられるか否かが本質的課題である。その意味で、法曹像の捉え方は、新旧制度の差異を明確にし、新制度下での教育目標を示し、教育内容・方法に関する実践的な指標を導く上できわめて重要な論点である。しかし、現状では、この点の議論は錯綜しており、未だコンセンサスが形成されているとは言い難い。ここでは、まず、既存の法律関係業務を手がかりとして、試みに各種の法曹像を分類・整理し、法曹養成教育の目標を論じる手がかりとしたい。

(1) 法曹像のバリエーション

既存の法律関係業務を、法廷での訴訟業務を出発点として、順次、外延領域に向かって分類し、その担い手たる法曹像と関連づけると以下のとおりとなる。

まず、第1に、訴訟手続（民事・刑事・裁判の判決手続）を用いた法的紛争解決者である(①)、これは最狭義の法曹概念である。第2に、裁判所での各種手続(②)を